

大崎市商店街活性化推進事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市は、市内の商店街等の活性化を通じて地域商業の振興を図るため、まちづくり活動に関連する団体等が行う商店街活性化推進事業（以下「補助事業」という。）に要する経費について、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付等に関しては、大崎市補助金等交付規則（平成18年大崎市規則第60号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において「まちづくり活動に関連する団体等」とは、次に定めるものとする。

- (1) 商工団体
- (2) 商店街振興組合
- (3) 商店街を単位とする事業協同組合又はこれに準ずる任意の商店街組織
- (4) 第三セクター
- (5) 定款、規約、会則その他の定めにより、団体としての運営上の規律が確立されている市民団体（NPO法人、自治会、コミュニティ等）を含んで構成された実行委員会
- (6) その他市長が特に認める団体

(補助金の種類)

第3条 補助金の種類は、次のとおりとする。

- (1) 活性化推進事業費補助金 まちづくり活動に関連する団体等が実施するイベント事業等に要する経費に対して交付する補助金
- (2) コミュニティ型空き店舗活用事業費補助金 まちづくり活動に関連する団体等が実施するコミュニティ型の空き店舗活用事業に要する経費に対して交付する補助金

(補助対象経費等)

第4条 補助金の補助率及び補助限度額は、別表1のとおりとする。

2 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表2に定めるとおりとする。ただし、賃金及び報償費以外の補助対象経費については、原則として、市内に住所又は事務所を有する業者を支払先とするものとする。

(交付の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、補助事業を実施する前に、大崎市商店街活性化推進事業費補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（様式第2号）
- (2) 収支予算書（様式第3号）
- (3) 団体調書（別紙）
- (4) その他市長が必要と認める書類

(交付の決定)

第6条 市長は、前条の規定による交付の申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否及び補助金の額について決定し、大崎市商店街活性化推進事業費補助金交付決定・不交付決定通知書（様式第4号）により、その旨を当該交付の申請をした者に通知するものとする。

(交付の条件)

第7条 補助金の交付の条件は、次のとおりとする。

- (1) 補助事業の内容の変更又は補助事業に要する経費の配分の変更をする場合は、市長の承認を受けること。ただし、補助金の額に変更を来さない軽微な変更にあつては、この限りでない。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、市長の承認を受けること。

(3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告し、その指示を受けること。

(4) 補助対象経費に係る収入及び支出を明らかにした帳簿等は、当該収入及び支出についての証拠書類とともに事業完了後5年間保存すること。

(変更の申請等)

第8条 第6条の規定により補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、その申請内容を変更しようとするときは、大崎市商店街活性化推進事業費補助金変更交付申請書（様式第5号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出するものとする。

(1) 事業計画書（変更後のもの）

(2) 収支計画書（変更後のもの）

(3) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、申請内容の変更の可否について決定し、大崎市商店街活性化推進事業費補助金変更交付決定・不交付決定通知書（様式第6号）によりその旨を補助事業者に通知するものとする。

(中止又は廃止の申請等)

第9条 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止する場合には、大崎市商店街活性化推進事業費補助金中止・廃止承認申請書（様式第7号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による中止・廃止承認申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助事業の中止又は廃止の承認の可否を決定し、大崎市商店街活性化推進事業費補助金中止・廃止承認通知書（様式第8号）によりその旨を補助事業者に通知するものとする。

(実績報告)

第10条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、大崎市商店街活性化推進事業費補助金実績報告書（様式第9号）に次に掲げる書類を添付して、市長に提出するものとする。

- (1) 事業実績書（様式第10号）
- (2) 収支精算書（様式第11号）
- (3) 契約書、領収書その他の事業に要した経費が分かる書類の写し
- (4) イベントのチラシやパンフレット等
- (5) その他市長が必要と認める書類

2 前項の報告書の提出期限は、補助事業の完了の日から起算して1月を経過した日又は交付決定のあった日の属する市の会計年度の翌年度の4月20日のいずれか早い日とする。

（補助金の額の確定）

第11条 市長は、前条に規定する実績報告書の提出があった場合は、その内容を審査し、適当であると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、大崎市商店街活性化推進事業費補助金確定通知書（様式第12号）により、補助事業者に通知するものとする。

（補助金の交付の方法）

第12条 市長は、前条の規定による補助金の額の確定後に当該補助金を交付するものとする。ただし、補助事業の遂行上必要と認めるときは、概算払の方法により交付できるものとする。

2 補助事業者は、前条の規定による確定通知書を受理した日以後、速やかに大崎市商店街活性化推進事業費補助金請求書（様式第13号）を市長に提出しなければならない。

3 第1項ただし書の規定により、概算払により補助金の交付を受けようとする者は、第6条の規定による交付決定通知書を受理した日以後、速やかに大崎市商店街活性化推進事業費補助金概算払請求書（様式第14号）を市長に提出しなければならない。

(補助金の返還)

第13条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

- (1) 補助金の交付の決定に際して付した条件に違反したとき。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止したとき。
- (3) 補助事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をしたとき。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか補助金の交付に関し必要な事項は、産業経済部長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。
(大崎市古川地域商店街活性化推進事業費補助金交付要綱の廃止)
- 2 大崎市古川地域商店街活性化推進事業費補助金交付要綱は、廃止する。
(経過措置)

- 3 この要綱の施行の日の前日までに、大崎市古川地域商店街活性化推進事業費補助金交付要綱の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この要綱の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則 (平成29年4月1日一部改正)

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年4月1日一部改正)

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則 (令和5年3月31日一部改正)

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表 1 (第 4 条関係)

種類	補助率	補助限度額	補助対象経費
活性化推進事業費 補助金	補助対象経費の 2 分の 1 以内	1 補助事業につき 20 万円を限度とする。	賃金, 報償費, 需用費, 役務費, 委託料, 使用料及び 賃借料, 工事請負費, その他市長が 特に認めたもの
		複数 (原則 4 以上) の団体等が 合同で事業を実施する 場合は 1 補助事業につき 100 万円を限度とする。	
コミュニティ型空き 店舗活用事業費 補助金	初年度及び 2 年目は 補助対象経費の 4 分の 3 以内	1 補助事業につき 150 万円を限度とする。	賃金, 報償費, 需用費, 役務費, 委託料, 備品購入 費, 使用料及び賃借料, 工事請負 費, その他市長が 特に認めたもの
	3 年目から 5 年目までは 補助対象経費の 2 分の 1 以内	1 補助事業につき 100 万円を限度とする。	

備考

- 1 補助金の額は千円単位とし, 端数は切り捨てるものとする。

別表 2 (第 4 条関係)

補助対象経費	
項目	内 訳
1 賃金	事業の実施に必要な補助的業務を行う臨時のアルバイト代として支払われる経費 ただし、交付対象団体の構成員、従業員及びその家族に支給する賃金、従来から雇用している職員やアルバイトについての費用振替、長期間の継続雇用は対象外とする。 また、領収書等は個人ごとに作成するものとし、複数名に一括で支払った場合は対象外とする。
2 報償費	講師謝礼金，出演料など ただし、交付対象団体の構成員、従業員及びその家族に支給する報償費、土産は対象外とする。
3 需用費	消耗品費，燃料費，印刷製本費，光熱水費，修繕料，賄材料費※，景品費※（※地場産品に限る）
4 役務費	通信運搬費，広告宣伝料，手数料，イベント保険費など
5 備品購入費	建物と一体となって機能する設備費など
6 委託料	サイト構築，デザイン，運営支援等の委託料など
7 使用料及び賃借料	店舗賃借料，会場借料，機器リース料，備品賃借料など
8 工事請負費	機器等の設置費

【備考】

次に掲げるものに該当する場合は、対象経費から除く。

- ・個人個店の資産形成にかかる経費
- ・茶菓代，弁当代など飲食にかかる経費
- ・団体等の構成員にかかる賃金及び燃料費
- ・領収書がない等使途不明な経費

需用費のうち材料費，景品代に係る地場産品と認められるもの。

- ・市内の農業者が生産している農産物・農産加工品
- ・市内の商工業者が製造している商品，発行している商品券
- ・市内の工人が製作している伝統的工芸品
- ・市内の宿泊施設の宿泊券
- ・その他これに類すると認められるもの